



建設業関連情報メールマガジン第161号をお届けします。  
このメールマガジンは、「建設業関連情報メールマガジン」の配信を申込みされた方々に配信しています。



I N D E X

- 1. 「建設業者のための建設業法（令和3年3月改訂版）」について
- 2. とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなすこととする経過措置期間の延長について
- 3. 「社会保険加入促進宣言企業」の公表について（令和3年2月28日時点）  
～ 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リストを公表 ～



=====  
1. 「建設業者のための建設業法（令和3年3月改訂版）」について  
=====

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課では、建設業法の内容を解説した冊子「建設業者のための建設業法」を作成しております。  
今般、令和3年3月改訂版として更新し、北陸地方整備局HPに掲載しましたので、お知らせいたします。  
適宜、関係者に周知いただくなど、ご活用ください。

【今回の改訂のポイント】

令和元年6月12日に公布された建設業法等の一部を改正する法律が、令和2年10月1日から一部規定を除き施行されました。  
この改正では、建設業取引に係る部分について「著しく短い工期の禁止」などの新たなルールの創設や既存のルールの見直しが行われ、これに伴う形で受発注間及び元下間における「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂されました。

今回の冊子改訂では、建設業法令遵守ガイドラインの改訂概要資料を掲載しています。

◎ 詳細はこちらから↓（北陸地整 HP）

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

◎建設業のための建設業法（令和3年3月改訂版）↓

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka/210322kensetugyoushanotamenokensetugyohou.pdf>

=====

## 2. とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなすこととする経過措置期間の延長について

=====

新型コロナウイルス感染症の拡大による登録解体工事講習の受講機会の減少等を受け、改正省令の一部改正を行い、現行令和3年3月31日までとなっているとび・土工工事業の技術者に対する経過措置を令和3年6月30日まで延長することとします。

経過措置対象となる技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、令和3年6月30日までに解体工事業許可における技術者要件を満たす営業所専任技術者を備えた上で、その変更から2週間以内に有資格者区分の変更届を、許可を受けた行

政庁（各地方整備局または都道府県庁）に提出する必要があります。

また、解体工事業許可における技術者要件を満たした者の配置ができない等の理由により解体工事業の許可を廃業する場合にも、変更等の届出または廃業等の届出の提出が必要となります。

これらの届出が未提出の場合、経過措置により取得している解体工事業許可は取消し処分となり得るのでご注意ください。

◎ 詳細はこちらから↓（本省 HP）

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_frl\\_000001\\_00009.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00009.html)

=====

## 3. 「社会保険加入促進宣言企業」の公表について（令和3年2月28日時点）

～ 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業  
リストを公表 ～

=====

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的とし、平成30年度に富山県、新潟県、石川県において開催された「建設業社会保険加入推進地域会議」において、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択し、「行動基準」の遵守を宣言する建設企業の募集を行っております。

今般、令和3年2月28日時点での宣言企業のリストを取りまとめましたので、公表いたします。

◎詳細はこちらから↓（北陸地方整備局HP）

<http://www.hrr.mlit.go.jp/news/pdf/210228kensetsu.pdf>



(配信停止の手続き)

このメールマガジンの配信停止をご希望の方は、以下のURLより「メールマガジン  
配信登録・解除」にアクセスし、解除登録を行ってください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

(配信元)

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課（建設業ライン）

※ このメールに対して直接の返信はご遠慮願います。

